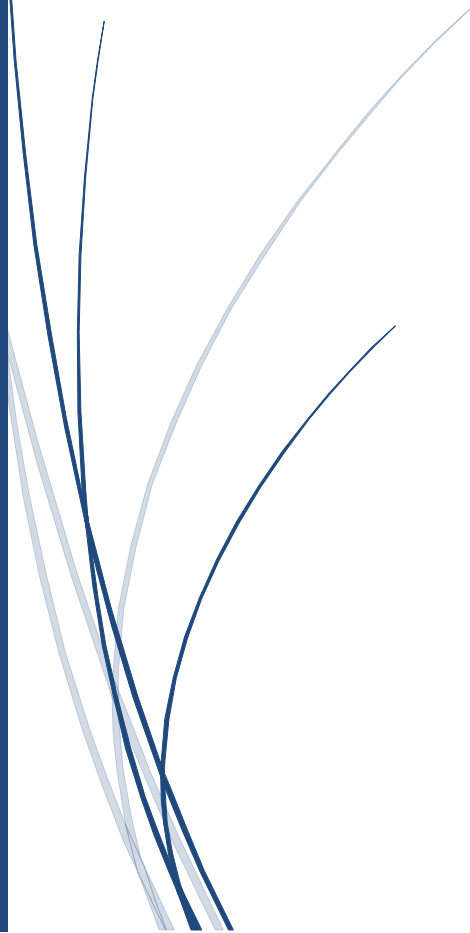




令和 7 年度

個別指導における 主な指摘事項（薬局）



東 北 厚 生 局

目 次

I 調剤全般に関する事項

- 1 処方箋の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 2 処方内容に関する確認・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 3 調剤・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
- 4 調剤済処方箋の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
- 5 調剤録の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
- 6 処方箋及び調剤録（電磁的記録の場合）の保存・・・・・・ P2

II 調剤技術料に関する事項

- 1 調剤基本料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
- 2 薬剤調製料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
- 3 調剤技術料の時間外加算等・・・・・・・・・・・・ P3
- 4 薬剤調製料の夜間・休日等加算・・・・・・・・・・ P3
- 5 自家製剤加算・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
- 6 計量混合調剤加算・・・・・・・・・・・・・・・・ P3

III 薬学管理料に関する事項

- 1 薬剤服用歴等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P4
- 2 薬剤服用歴等（電磁的記録の場合）の保存等・・・・・・ P5
- 3 調剤管理料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P5
- 4 重複投薬・相互作用等防止加算・・・・・・・・・・ P5
- 5 調剤管理加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P6
- 6 服薬管理指導料・・・・・・・・・・・・・・・・ P6
- 7 薬剤の服用に関する基本的な説明・・・・・・・・・・ P6
- 8 患者への薬剤の服用等に関する必要な指導・・・・・・ P6
- 9 麻薬管理指導加算・・・・・・・・・・・・・・・・ P7
- 10 特定薬剤管理指導加算 1・・・・・・・・・・・・ P7
- 11 特定薬剤管理指導加算 2・・・・・・・・・・・・ P8
- 12 特定薬剤管理指導加算 3・・・・・・・・・・・・ P8
- 13 乳幼児服薬指導加算・・・・・・・・・・・・ P8
- 14 かかりつけ薬剤師指導料・・・・・・・・・・・・ P9
- 15 外来服薬支援料 2・・・・・・・・・・・・ P9
- 16 在宅患者訪問薬剤管理指導料・・・・・・・・・・ P9
- 17 麻薬管理指導加算・・・・・・・・・・・・・・・・ P9
- 18 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料・・・・・・ P10
- 19 服薬情報等提供料・・・・・・・・・・・・ P10

IV 事務的事項

- 1 標示・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10
- 2 届出事項・・・・・・・・・・・・・・・・ P10

3	揭示事項	P10
---	------	-----

V その他

1	調剤報酬明細書の記載	P11
2	保険請求に当たっての請求内容の確認	P11
3	電子資格確認	P11
4	関係法令の理解	P12
5	指導への理解	P12

令和7年度 個別指導における主な指摘事項（薬局）

I 調剤全般に関する事項

1. 処方箋の取扱い

（不備のある処方箋）

次の不備のある処方箋を受け付け、調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。

- ① 保険医の署名又は押印がない。
- ② 処方箋の使用期間を超過している。
- ③ 「処方」欄中「変更不可（医療上必要）」欄に「✓」又は「×」が記載されている場合に、「備考」欄中「保険医署名」欄に処方医の署名又は記名・押印がない又は「患者希望」欄に「✓」又は「×」が記載されている。
- ④ 麻薬が処方されている場合に、「備考」欄に患者の住所、麻薬施用者の免許証の番号の記載がない。

（処方箋の「処方」欄の記載不備）

「処方」欄の記載に次の不備のある処方箋につき、疑義照会をせずに調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。

- ① 用法の記載が不適切である。
- ② 用量の記載がない。

2. 処方内容に関する確認

処方内容について確認を適切に行っていない次の例が認められたので改めること。

- ① 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（厚生労働省告示）に規定する、投薬期間に上限が設けられている医薬品につき、倍量処方が疑われるもの
- ② 薬剤の処方内容より禁忌投薬が疑われるもの
- ③ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる効能効果（適応症）での処方が疑われるもの
- ④ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用法で処方されているもの
- ⑤ 使用期間が限定されている医薬品について、その期間を超えて処方されているもの
- ⑥ 漫然と長期にわたり処方されているもの
- ⑦ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用量で処方されているもの過量
- ⑧ 投与が疑われるもの
- ⑨ 相互作用（併用禁忌・併用注意）が疑われるもの

- ⑩ 重複投薬が疑われるもの
- ⑪ 薬学的に問題がある多剤併用が疑われるもの

3. 調剤

調剤について、次の不適切な例が認められたので改めること。

保険薬剤師の登録のない薬剤師が調剤を行っている。

4. 調剤済処方箋の取扱い

(調剤済処方箋の記載事項の不備)

(1) 調剤済処方箋について、次の事項の記載がない、不適切な又は不明瞭な例が認められたので改めること。

- ① 調剤済年月日
- ② 調剤済とならなかった場合の調剤年月日及び調剤量
- ③ 保険薬局の所在地・名称
- ④ 保険薬剤師の署名又は記名・押印

(2) 調剤済処方箋の「備考」欄又は「処方」欄に記入する次の事項の記載がない例が認められたので改めること。

医師又は歯科医師に照会を行った場合、その回答内容

(処方箋の保存)

(3) 調剤済みの処方箋について、調剤済みとなった日から3年間保存していない不適切な例が認められたので改めること。

5. 調剤録の取扱い

調剤録の記入について、次の不適切な例が認められたので改めること。

次の事項を記載していない。(ただし、調剤済となった処方箋又は薬剤服用歴に同様の事項が記入されている場合を除く。)

ア 調剤した薬剤師の氏名

イ 薬剤師法第24条の規定により医師、歯科医師に疑わしい点を確認した場合、その回答内容

6. 処方箋及び調剤録（電磁的記録の場合）の保存

電子的に保存している調剤録について、次の不適切な事項が認められたので改めること。

最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（第6.0版）に準拠していない。

Ⅱ 調剤技術料に関する事項

1. 調剤基本料

以下の場合に調剤基本料を 100 分の 80 に相当する点数で算定していない。

複数の保険医療機関から交付された同一患者の処方箋を同時に受け付けた場合において、当該受付のうち、2 回目以降の調剤基本料

2. 薬剤調製料

薬剤調製料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 内服薬につき、同一有効成分であって同一剤形の薬剤が複数ある場合は、その数にかかわらず 1 剤として算定すべきところ、2 剤以上として算定している。
- ② 検査に当たって使用する薬剤に係る薬剤調製料を算定している。

3. 調剤技術料の時間外加算等

時間外加算等について、次の不適切な例が認められたので改めること。

(時間外加算)

時間外加算を算定した患者について、処方箋の受付時間を当該患者の薬剤服用歴等に記載していない。

4. 薬剤調製料の夜間・休日等加算

薬剤調製料の夜間・休日等加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 薬剤服用歴等に平日又は土曜日に算定した患者の処方箋の受付時間を記載していない。
- ② 当該加算の対象とならない日又は時間帯において調剤を行った場合に算定している。

5. 自家製剤加算

自家製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 予製剤による場合又は錠剤を分割する場合にもかかわらず、100 分の 20 に相当する点数を算定していない。
- ② 調剤録等に製剤工程を記載していない又は製剤工程の調剤録等への記載が不十分である。

6. 計量混合調剤加算

計量混合調剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないと判断していない。
- ② 2 種類以上の薬剤を計量し、かつ、混合していないにもかかわらず算定して

いる。（分包された薬剤のみを使用し、計量することなく単に混合調剤した場合に算定している。）

Ⅲ 薬学管理料に関する事項

1. 薬剤服用歴等

薬剤服用歴等について、次の不適切な例又は事項が認められたので改めること。

① 次の事項の記載がない、不適切である又は不十分である。

ア 患者の基礎情報

- ・ 住所
- ・ 必要に応じて緊急連絡先

イ 処方及び調剤内容等

- ・ 処方した保険医療機関名
- ・ 処方内容に関する照会の要点等

ウ 以下の患者情報

- ・ 患者の体質
- ・ アレルギー歴
- ・ 副作用歴

エ 薬学的管理に必要な患者の生活像

オ 後発医薬品の使用に関する患者の意向

カ 疾患に関する情報（既往歴、合併症及び他科受診において加療中の疾患に関するものを含む。）

キ 併用薬（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む。）等の状況

ク 服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況

ケ 服薬状況（残薬の状況を含む。）

コ 患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）

サ 患者又はその家族等からの相談事項の要点

シ 手帳活用の有無

ス 患者情報等を踏まえた薬学的管理及び指導の要点

セ 今後の継続的な薬学的管理及び指導の留意点

ソ 指導した保険薬剤師の氏名

② 薬剤服用歴等への記載が、指導後速やかに完了していない。

③ 定型文を用いて画一的に記載されているので、指導等を行った保険薬剤師が必要事項を判断して記載すること。

④ 薬学管理料やその加算を算定する場合に、その根拠及び指導内容等について記載していない。算定の根拠及び指導内容等について簡潔に記載すること。

- ⑤ 二本線で抹消したのではなく、塗りつぶし・修正テープにより修正している（修正前の記載内容が判読不能である）。

2. 薬剤服用歴等（電磁的記録の場合）の保存等

電子的に保存している記録について、次の不適切な例又は事項が認められたので改めること。

最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 6.0 版」に準拠していない。

ア 医療情報システムにアクセスログを収集及び記録する機能がない場合において、システム操作に係る業務日誌が備えられていない。

イ 類推しやすいパスワードを使用している。

ウ パスワードの要件として

- ・（8 文字以上の場合に）英数字・記号を混在させた 8 文字以上の推定困難な文字列を定期的（最長でも 2 ヶ月以内）に変更させるものとなっていない。
- ・（13 文字以上の場合に）英数字・記号を混在させた 13 文字以上の推定困難な文字列となっていない。

エ 電磁的記録に記録された事項について、保存すべき期間中における当該事項の改変又は消去の事実の有無及びその内容を確認することができる措置を講じ、かつ、当該電磁的記録の作成に係る責任の所在を明らかにしていない。

オ 異動・退職した職員の I D の管理が適切に行われていない。

カ 特定の I D を複数の職員が使用している。

3. 調剤管理料

調剤管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

保険薬剤師が、患者又はその家族等から収集した当該患者の投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、手帳、医薬品リスク管理計画（R M P）、薬剤服用歴等に基づき、受け付けた処方箋の処方内容について、薬学的分析及び評価を行っていない。

4. 重複投薬・相互作用等防止加算

重複投薬・相互作用等防止加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 残薬及び重複投薬が生じる理由を分析していない又は処方医に対して必要に応じて残薬及び重複投薬が生じる理由を情報提供していない。
- ② 処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容の薬剤服用歴等への記載がない。

- ③ 処方医による単なる事務的な記載ミスに関する疑義照会を行った場合に算定している。

(残薬調整に係るものの場合)

残薬について、処方の変更が行われていない場合に重複投薬・相互作用等防止加算口を算定している。

5. 調剤管理加算

調剤管理加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

複数の保険医療機関から合計で6種類以上の内服薬が処方されていない患者について算定している。

6. 服薬管理指導料

区分を誤って算定している不適切な例が認められたので改めること。

3か月以内に再度処方箋を持参した患者であって、手帳を提示したものに対して、服薬管理指導料「2」を算定している。(服薬管理指導料「1」を算定しなければならない。)

7. 薬剤の服用に関する基本的な説明

薬剤情報提供文書について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 次の事項の記載がない、不適切である又は不十分である。

ア 用法

イ 用量

ウ 効能、効果

エ 副作用

オ 相互作用

カ 服用及び保管取扱い上の注意事項

キ 保険薬局の名称、情報提供を行った保険薬剤師の氏名

- ② 効能、効果、副作用及び相互作用に関する記載について、患者等が理解しやすい表現になっていない。

8. 患者への薬剤の服用等に関する必要な指導

(1) 以下の事項について、処方箋の受付後、薬を取りそろえる前に患者等に確認していない不適切な例が認められたので改めること。

- ① 患者の体質(アレルギー歴、副作用歴等)、薬学的管理に必要な患者の生活像、後発医薬品の使用に関する患者の意向
- ② 疾患に関する情報(既往歴、合併症及び他科受診において加療中の疾患に関するものを含む。)

- ③ 併用薬（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む。）等の状況及び服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況
 - ④ 服薬状況（残薬の状況を含む。）
 - ⑤ 患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）及び患者又はその家族等からの相談事項の要点
- （経時的に薬剤の記録が記入できる薬剤の記録用の手帳）
- （２）手帳による情報提供について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 手帳に次の事項が記載されていない。
 - ア 患者のアレルギー歴、副作用歴
 - イ 患者の主な既往歴
 - ウ 患者が日常的に利用する保険薬局の名称、保険薬局又は保険薬剤師の連絡先等
 - ② 手帳に次の事項の記載がない又は不十分である。
 - ア 用法
 - イ 必要に応じて服用に際して注意すべき事項
- （３）患者の意向等を確認した上で手帳を用いないこととした場合に、その理由を薬剤服用歴等に記載していない。
- （４）残薬が確認された場合に、その理由を把握していない例が認められたので改めること。

９．麻薬管理指導加算

麻薬管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 調剤後、継続的に電話等により麻薬の服用状況、残薬の状況又は保管状況を確認していない。
 - ② 麻薬による鎮痛等の効果、患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無の確認を行っていない。
- （薬学管理料の通則（５））
- 薬剤服用歴等への指導内容等の記載がない又は不十分である。

10．特定薬剤管理指導加算 1

特定薬剤管理指導加算 1 について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品について算定している。
- ② 「イ」について、特に安全管理が必要な医薬品が新たに処方されていない場合に算定している。
- ③ 「ロ」について、特に安全管理が必要な医薬品の用法又は用量の変更に伴い

保険薬剤師が必要と認めた場合又は患者の副作用の発現状況、服薬状況等の変化に基づき保険薬剤師が必要と認めて指導を行った場合のいずれにも該当しない場合に算定している。

- ④ 特に安全管理が必要な医薬品が複数処方されている場合に、保険薬剤師が必要と認める薬学的管理及び指導を行っていない。
- ⑤ 薬剤服用歴等に対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点の記載がない又は不十分である。
- ⑥ 従来と同一の処方内容の場合で「□」を算定した場合に、保険薬剤師が特に指導が必要と判断した理由の要点を薬剤服用歴等に記載していない。

11. 特定薬剤管理指導加算 2

特定薬剤管理指導加算 2 について、次の不適切な例が認められたので改めること。

患者が服用等する抗悪性腫瘍剤又は制吐剤等の支持療法に係る薬剤の調剤を全く行っていない保険薬局において算定している。

12. 特定薬剤管理指導加算 3

特定薬剤管理指導加算 3 について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 患者又はその家族等に対し、医薬品リスク管理計画（RMP）に係る情報提供資料を活用し、適正使用や安全性等に関して十分な指導を行っていない場合に「イ」を算定している。
- ② 後発医薬品が存在する先発医薬品であって、一般名処方又は銘柄名処方された医薬品について、選定療養の対象となる先発医薬品を選択しようとする患者に対して説明を行っていない場合に「□」を算定している。
- ③ 医薬品の供給の状況が安定していないため、調剤時に前回調剤された銘柄の必要な数量が確保できず、前回調剤された銘柄から別の銘柄の医薬品に変更して調剤された薬剤の交付が必要となる患者に対して説明を行っていない場合に、「□」を算定している。
- ④ 薬剤服用歴等に、対象となる医薬品の記載がない。

（薬学管理料の通則（5））

薬剤服用歴等への指導内容等の記載がない又は不十分である。

13. 乳幼児服薬指導加算

乳幼児服薬指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

乳幼児に係る処方箋の受付の際に、年齢、体重、適切な剤形その他必要な事項等の確認行っていない又は患者の家族等に対して適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導を行っていない。

(薬学管理料の通則(5))

薬剤服用歴等への指導内容等の記載がない又は不十分である。

14. かかりつけ薬剤師指導料

かかりつけ薬剤師指導料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 患者の同意を得ていない。
- ② かかりつけ薬剤師が行う服薬指導等について
調剤後、患者の容態や希望に応じて、定期的に把握した患者の服薬状況や指導等の内容を薬剤を処方した保険医に情報提供していない。

15. 外来服薬支援料2

外来服薬支援料2について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 治療上の必要性が認められると判断していない。
- ② 処方した保険医に次の事項の了解を得ていない場合に算定している。
 - ア 治療上の必要性
 - イ 服薬管理に係る支援の必要性
- ③ 薬剤師が一包化の必要を認め、医師の了解を得た後に一包化を行った場合において、医師の了解を得た旨又は一包化の理由を薬剤服用歴等に記載していない。
- ④ 調剤後について、患者の服用薬や服薬状況に関する情報等の把握、必要に応じた処方医への情報提供を行っていない。

16. 在宅患者訪問薬剤管理指導料

在宅患者訪問薬剤管理指導料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬の投与が必要な患者及び中心静脈栄養法の対象患者以外の患者について、算定する日の間隔が6日以上となっていない。
- ② 薬剤服用歴等について、記載が不十分である。

17. 麻薬管理指導加算

麻薬管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

薬剤服用歴等について、次の事項の記載がない。

訪問に際して行った患者・家族への指導の要点（麻薬に係る服薬指導、残薬の適切な取扱方法も含めた保管管理の指導等）

18. 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料

在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

計画的な訪問薬剤管理指導の対象となっていない疾患の急変等について、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 1 を算定している。

19. 服薬情報等提供料

(服薬情報等提供料 1)

服薬情報等提供料 1 について、次の不適切な例が認められたので改めること。

保険医療機関から情報提供の求めがない場合に算定している。

IV 事務的事項

1. 標示

保険薬局である旨の標示がないので改めること。

2. 届出事項

次の届出事項の変更が認められたので、速やかに東北厚生局に届け出ること。

- ① 管理薬剤師又は保険薬剤師の異動
- ② 開局時間の変更
- ③ 休業日の変更

3. 掲示事項

掲示事項について、次の不適切な事項が認められたので改めること。

- ① 調剤管理料及び服薬管理指導料に関する事項の掲示がない。
- ② 調剤報酬点数表の一覧等の掲示が誤っている。
- ③ 東北厚生局長に届け出た事項に関する事項の掲示がない又は誤っている。
- ④ 明細書の発行状況について
 - ア 明細書の発行状況に関する事項の掲示がない又は誤っている。
 - イ 明細書の発行状況に関する事項の掲示について、一部負担金等の支払いがない患者に関する記載がない。
 - ウ 明細書の発行状況に関する事項の掲示について、会計窓口で明細書の交付を希望しない場合の記載がなく、患者の意向が確認できない。
- ⑤ 地域支援体制加算関係
 - ア 連携薬局及び自局に直接連絡が取れる連絡先電話番号を保険薬局の外側の見えやすい場所に掲示していない。
 - イ 在宅患者訪問薬剤管理指導を行う薬局であることを保険薬局の内側及び外側の見えやすい場所に掲示していない。
- ⑥ 後発医薬品調剤体制加算関係

ア 後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨を保険薬局の内側及び外側の見えやすい場所に掲示していない。

イ 後発医薬品調剤体制加算を算定している旨を保険薬局の内側の見えやすい場所に掲示していない。

⑦ 医療DX推進体制整備加算関係

オンライン資格確認等システムを通じて患者の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導等を行う際に当該情報を閲覧し、活用している保険薬局であることを当該保険薬局の見やすい場所に掲示していない。

⑧ 調剤技術料の時間外加算等関係

届出と異なる開局時間を表示している。

⑨ 薬剤調製料の夜間・休日等加算関係

届出と異なる開局時間を表示している。

V その他

1. 調剤報酬明細書の記載

(1) 「処方」欄の記載方法に誤りが認められたので改めること。

用法を省略している。

(「加算料」欄の記載)

(2) 外来服薬支援料2

一包化を行った剤の「加算料」欄に名称(支B)を記載していない例が認められたので改めること。

(「摘要」欄の記載)

(3) 「摘要」欄の記載に不適切な例が認められたので改めること。

重複投薬・相互作用等防止加算を算定した場合に、次の事項を記載していない。

処方医に連絡・確認を行った内容の要点

2. 保険請求に当たっての請求内容の確認

(1) 保険薬剤師が行った調剤に関する情報の提供等について、保険薬局が行う療養の給付に関する費用の請求が適正なものとなるよう努めていないので改めること。

(2) 請求内容について、保険薬剤師による処方箋、調剤録、薬剤服用歴等又は調剤報酬明細書の確認が行われていない。

3. 電子資格確認

電子資格確認を導入していないので、速やかに対応すること。

4. 関係法令の理解

健康保険法をはじめとする社会保険各法並びに医薬品医療機器等法の保険医療に関する法令の理解が不足しているので、法令に関する理解により一層努めること。

5. 指導への理解

指導の趣旨を理解すること。（今回の指導を受ける直前に薬剤服用歴等の補正が行われている。指導の目的は、適正な保険調剤を確保し、加えてその質を向上させることにあるところ、指導を受けるに際し、薬剤服用歴等の補正を行うことは不適切であるので、今後は行わないこと。）